

道路交通法の一部を改正する法律案新旧対照条文

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 車両及び路面電車の交通方法</p> <p>第一節～第十二節（略）</p> <p>第十三節 自転車の交通方法の特例（第六十三条の三 第六十三条の十一）</p> <p>第四章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（軽車両の路側帯通行）</p> <p>第十七条の二 軽車両は、前条第一項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたものを除く。）を通行することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（罰則）（略）（）</p> <p>（車両移動保管関係事務の委託）</p> <p>第五十一条の三（略）（）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 車両及び路面電車の交通方法</p> <p>第一節～第十二節（略）</p> <p>第十三節 自転車の交通方法の特例（第六十三条の三 第六十三条の十一）</p> <p>第四章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（軽車両の路側帯通行）</p> <p>第十七条の二 軽車両は、前条第一項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたものを除く。）を通行することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（罰則）（略）（）</p> <p>（車両移動保管関係事務の委託）</p> <p>第五十一条の三（略）（）</p>

2 (略)

(罰則 第二項については第百十七条の四)

(放置車両確認機関)

第五十一条の十二 (略)

2～8 (略)

(罰則 第六項については第百十七条の四)

(放置違反金関係事務の委託)

第五十一条の十五 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百十七条の四)

(自転車検査等)

第六十三条の十 警察官は、前条第一項の内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車と認められる自転車<sup>が</sup>運転されているときは、当該自転車を停止させ、及び当該自転車の制動装置について検査をすることができる。

2 前項の場合において、警察官は、当該自転車の運転者に対し、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要な応急の措置をとることを命じ、また、応急の措置によつては必要な整備をすることができないと認められる自転車については、当該自転車の運転を継続してはならない旨を命ずることができる。

2 (略)

(罰則 第二項については第百十七条の四第一号)

(放置車両確認機関)

第五十一条の十二 (略)

2～8 (略)

(罰則 第六項については第百十七条の四第一号)

(放置違反金関係事務の委託)

第五十一条の十五 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百十七条の四第一号)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第八号の三 第二項については第二百二十条第一項第八号の四)

(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項)

第六十三条の十一 (略)

(無免許運転等の禁止)

第六十四条 (略)

2 何人も、前項の規定に違反して自動車又は原動機付自転車運転することとなるおそれがある者に対し、自動車又は原動機付自転車を提  
供してはならない。

3 何人も、自動車(道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運  
送事業(以下単に「旅客自動車運送事業」という。))の用に供する自  
動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。  
以下この項において同じ。)又は原動機付自転車の運転者が第八十四  
条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けていないこと(第  
九十条第五項、第二百三条第一項若しくは第四項、第二百三条の二第一項  
、第二百四條の二の三第一項又は同条第三項において準用する第二百三  
条第四項の規定により運転免許の効力が停止されていることを含む。)  
を知らながら、当該運転者に対し、当該自動車又は原動機付自転車を  
運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が  
第一項の規定に違反して運転する自動車又は原動機付自転車に同乗し  
てはならない。

(罰則 第一項については第一百七条の二の二第一号 第二項につ

(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項)

第六十三条の十 (略)

(無免許運転の禁止)

第六十四条 (略)

(罰則 第一百七条の四第二号)

いはは第一百七条の二の二第二号 第三項については第一百七条の三の二第一号

(酒気帯び運転等の禁止)

第六十五条 (略)

2・3 (略)

4 何人も、車両(トロリーバス及び旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第一百七条の二の二第六号及び第一百七条の三の二第二号において同じ。)の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

(罰則 第一項については第一百七条の二第一号、第一百七条の二の二第三号 第二項については第一百七条の二第二号、第一百七条の二の二第四号 第三項については第一百七条の二の二第五号、第一百七条の三の二第二号 第四項については第一百七条の二の二第六号、第一百七条の三の二第二号)

(過労運転等の禁止)

第六十六条 (略)

(罰則 第一百七条の二第三号、第一百七条の二の二第七号)

(酒気帯び運転等の禁止)

第六十五条 (略)

2・3 (略)

4 何人も、車両(トロリーバス及び道路運送法第一条第三項に規定する旅客自動車運送事業(以下単に「旅客自動車運送事業」という。))の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第一百七条の二の二第四号及び第一百七条の三の二第二号において同じ。)の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

(罰則 第一項については第一百七条の二第一号、第一百七条の二の二第一号 第二項については第一百七条の二第二号、第一百七条の二の二第二号 第三項については第一百七条の二の二第三号、第一百七条の三の二第一号 第四項については第一百七条の二の二第四号、第一百七条の三の二第二号)

(過労運転等の禁止)

第六十六条 (略)

(罰則 第一百七条の二第三号、第一百七条の二の二第五号)

(危険防止の措置)

第六十七条 警察官は、車両等の運転者が第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで又は第八十五条第五項若しくは第六項の規定に違反して車両等を運転しているとき、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第百七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、警察官は、車両等の運転者が車両等の運転に関しこの法律（第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで並びに第八十五条第五項及び第六項を除く。）若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反し、又は車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊（以下「交通事故」という。）を起こした場合において、当該車両等の運転者に引き続き当該車両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があるときは、当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第百七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

3 (略)

4 前三項の場合において、当該車両等の運転者が第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで又は第八十五条第五項若しくは第六項の規定に違反して車両等を運転するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態になるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等道路に

(危険防止の措置)

第六十七条 警察官は、車両等の運転者が第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで又は第八十五条第五項若しくは第六項の規定に違反して車両等を運転していると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第百七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、警察官は、車両等の運転者が車両等の運転に関しこの法律（第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで並びに第八十五条第五項及び第六項を除く。）若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反し、又は車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊（以下「交通事故」という。）を起こした場合において、当該車両等の運転者に引き続き当該車両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があるときは、当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第百七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

3 (略)

4 前三項の場合において、当該車両等の運転者が第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで又は第八十五条第五項若しくは第六項の規定に違反して車両等を運転するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態になるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等道路における

おける交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができ  
る。

(罰則) (略)

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 (略)

2 } 11 (略)

(罰則 第一項第一号については第百七十七条の二の二第八号、第百  
二十三条 第一項第二号及び第五号については第百十八条第一項  
第四号、第百二十三条 第一項第三号については第百七十七条の二  
第四号、第百七十七条の二の二第九号、第百二十三条 第一項第四  
号については第百七十七条の二第五号、第百七十七条の二の二第十号  
、第百二十三条 第一項第六号については第百十八条第一項第五  
号、第百十九条第一項第十一号、第百二十三条 第一項第七号に  
ついては第百十九条の二第一項第三号、第百二十三条 第二項に  
ついては第百十九条第一項第十二号、第百二十三条 第十一項に  
ついては第百二十一條第一項第九号)

(技能検定員)

第九十九条の二 (略)

2・3 (略)

4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定  
員資格者証を交付する。

一 (略)

交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができる。

(罰則) (略)

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 (略)

2 } 11 (略)

(罰則 第一項第一号については第百七十七条の四第三号、第百二十  
三条 第一項第二号及び第五号については第百十八条第一項第四  
号、第百二十三条 第一項第三号については第百七十七条の二第四  
号、第百七十七条の二の二第六号、第百二十三条 第一項第四号に  
ついては第百七十七条の二第五号、第百七十七条の二の二第七号、第  
百二十三条 第一項第六号については第百十八条第一項第五号、  
第百十九条第一項第十一号、第百二十三条 第一項第七号につい  
ては第百十九条の二第一項第三号、第百二十三条 第二項につい  
ては第百十九条第一項第十二号、第百二十三条 第十一項につい  
ては第百二十一條第一項第九号)

(技能検定員)

第九十九条の二 (略)

2・3 (略)

4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定  
員資格者証を交付する。

一 (略)

二 次のいずれにも該当しない者

イ・ロ (略)

八 第一百七十七条の二の二第十一号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

二 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二若しくは第二百一十一号の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ホ (略)

5・6 (略)

(免許の効力の仮停止)

第一百三條の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起した場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起した日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

一 (略)

二 第一百七七條の二第一号若しくは第三号、第一百七七條の二の二第一号又は第一百八條第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 第一百七七條の二の二第三号若しくは第七号、第一百八條第一項第

二 次のいずれにも該当しない者

イ・ロ (略)

八 第一百七七條の四第四号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

二 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二若しくは第二百一十一号の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ホ (略)

5・6 (略)

(免許の効力の仮停止)

第一百三條の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起した場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起した日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

一 (略)

二 第一百七七條の二第一号若しくは第三号、第一百七七條の四第一号又は第一百八條第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 第一百七七條の二の二第一号若しくは第五号、第一百八條第一項第

一号若しくは第二号又は第百十九条第一項第一号から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。

277 (略)

(罰則 (略))

(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車等の運転)  
第百七条の二 道路交通に関する条約(以下「条約」という。)(第二十四条第一項の運転免許証(第百七条の七第一項の国外運転免許証を除く。)(で条約附属書九若しくは条約附属書十に定める様式に合致したもの(以下この条において「国際運転免許証」という。)(又は自動車等の運転に関する本邦の域外にある国若しくは地域(国際運転免許証を発給していない国又は地域であつて、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるものに限る。)(の行政庁若しくは権限のある機関の免許に係る運転免許証(日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。以下この条において「外国運転免許証」という。)(を所持する者(第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く。)(は、第六十四条第一項の規定にかかわらず、本邦に上陸(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十条第一項の規定による出国の確認、同法第二十六条第一項の規定による再入国の許可(同法第二十六

一号若しくは第二号又は第百十九条第一項第一号から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。

277 (略)

(罰則 (略))

(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車等の運転)  
第百七条の二 道路交通に関する条約(以下「条約」という。)(第二十四条第一項の運転免許証(第百七条の七第一項の国外運転免許証を除く。)(で条約附属書九若しくは条約附属書十に定める様式に合致したもの(以下この条において「国際運転免許証」という。)(又は自動車等の運転に関する本邦の域外にある国若しくは地域(国際運転免許証を発給していない国又は地域であつて、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるものに限る。)(の行政庁若しくは権限のある機関の免許に係る運転免許証(日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。以下この条において「外国運転免許証」という。)(を所持する者(第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く。)(は、第六十四条の規定にかかわらず、本邦に上陸(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十条第一項の規定による出国の確認、同法第二十六条第一項の規定による再入国の許可(同法第二十六

条の二第一項（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けたものとみなされる場合を含む。）又は出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の十二第一項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く。第百十七条の二の二第一号において同じ。）をした日から起算して一年間、当該国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）で運転することができることとされている自動車等を運転することができる。ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転し若しくは牽引自動車によつて旅客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転する場合、又は代行運転普通自動車を運転する場合は、この限りでない。

（免許関係事務の委託）

第百八条（略）

2（略）

（罰則 第二項については第百十七条の四）

（講習）

第百八条の二（略）

2、4（略）

第一項（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けたものとみなされる場合を含む。）又は出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の十二第一項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く。第百十七条の四第二号において同じ。）をした日から起算して一年間、当該国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）で運転することができることとされている自動車等を運転することができる。ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転し若しくは牽引自動車によつて旅客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転する場合、又は代行運転普通自動車を運転する場合は、この限りでない。

（免許関係事務の委託）

第百八条（略）

2（略）

（罰則 第二項については第百十七条の四第一号）

（講習）

第百八条の二（略）

2、4（略）

(罰則 第四項については第百七十七条の四)

第百七十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 法令の規定による運転の免許を受けている者(第百七条の二の規定により国際運転免許証等で自動車等を運転することができることとされている者を含む。)でなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けないで(法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。)又は国際運転免許証等を所持しないで(第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当している場合又は本邦に上陸をした日から起算して滞在期間が一年を超えている場合を含む。)運転した者

二 第六十四条(無免許運転等の禁止)第二項の規定に違反した者(当該違反により当該自動車又は原動機付自転車の提供を受けた者が同条第一項の規定に違反して当該自動車又は原動機付自転車を運転した場合に限る。)

三(七) (略)

八 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第一号の規定に違反した者

九 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号の規定に違反した者(当該違反により運転者が酒に酔った状態で自動車を運転し、又は身体に第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、前条第四号に該当する場合を除く。)

(罰則 第四項については第百七十七条の四第一号)

第百七十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一(五) (略)

六 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号の規定に違反した者(当該違反により運転者が酒に酔った状態で自動車を運転し、又は身体に第一号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、前条第四号に該当する場合を除く。)

十 (略)

十一 偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者

第一百七十七条の三の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六十四条（無免許運転等の禁止）第三項の規定に違反した者
- 二 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第三項の規定に違反して酒類を提供した者（当該違反により当該酒類の提供を受けた者が身体に第一百七十七条の二の二第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等（軽車両を除く。）を運転した場合に限るものとし、同条第五号に該当する場合を除く。）
- 三 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第四項の規定に違反した者（当該同乗した車両（軽車両を除く。以下この号において同じ。）の運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転し、又は身体に第一百七十七条の二の二第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同条第六号に該当する場合を除く。）

第一百七十七条の四 第五十一条の三（車両移動保管関係事務の委託）第二項、第五十一条の十二（放置車両確認機関）第六項、第五十一条の十五（放置違反金関係事務の委託）第二項、第百八条（免許関係事務の委託）第二項又は第百八条の二（講習）第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

七 (略)

第一百七十七条の三の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第三項の規定に違反して酒類を提供した者（当該違反により当該酒類の提供を受けた者が身体に第一百七十七条の二の二第一号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等（軽車両を除く。）を運転した場合に限るものとし、同条第三号に該当する場合を除く。）
- 二 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第四項の規定に違反した者（当該同乗した車両（軽車両を除く。以下この号において同じ。）の運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転し、又は身体に第一百七十七条の二の二第一号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同条第四号に該当する場合を除く。）

第一百七十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の三（車両移動保管関係事務の委託）第二項、第五十一条の十二（放置車両確認機関）第六項、第五十一条の十五（放置違反金関係事務の委託）第二項、第百八条（免許関係事務の委託）

第二項又は第八八条の二（講習）第四項の規定に違反した者

- 二 法令の規定による運転の免許を受けている者（第七七条の二の規定により国際運転免許証等で自動車等を運転することができることとされている者を含む。）でなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けないで（法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。）又は国際運転免許証等を所持しないで（第八八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当している場合、又は本邦に上陸した日から起算して滞在期間が一年を超えている場合を含む。）運転した者
- 三 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第一号の規定に違反した者
- 四 偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 八の二（略）

八の三 第六十三条の十（自転車の検査等）第一項の規定による警察官の停止に従わず、又は検査を拒み、若しくは妨げた者

八の四 第六十三条の十（自転車の検査等）第二項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

九 十六（略）

2（略）

第二項又は第八八条の二（講習）第四項の規定に違反した者

- 二 法令の規定による運転の免許を受けている者（第七七条の二の規定により国際運転免許証等で自動車等を運転することができることとされている者を含む。）でなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けないで（法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。）又は国際運転免許証等を所持しないで（第八八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当している場合、又は本邦に上陸した日から起算して滞在期間が一年を超えている場合を含む。）運転した者
- 三 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第一号の規定に違反した者
- 四 偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 八の二（略）

九 十六（略）

2（略）

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七条の二第四号若しくは第五号、第一百七十七条の二の二第八号から第十号まで、第一百八条第一項第二号から第六号まで、第一百九条第一項第三号の二、第五号、第十一号、第十二号、第十二号の四、第十三号若しくは第十四号、第一百九条の二第一項第三号、第一百九条の三第一項第五号、第七号若しくは第八号、第二百二十条第一項第十号、第十号の二、第十一号の三若しくは第十三号又は第二百一十一条第一項第七号、第八号若しくは第九号の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(通則)

第二百二十五条 (略)

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一 (略)

二 当該反則行為をした場合において、酒に酔つた状態、第一百七十七条の二第三号に規定する状態又は身体に第一百七十七条の二の二第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転していた者

三 (略)

3 (略)

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七条の二第四号若しくは第五号、第一百七十七条の二の二第六号若しくは第七号、第一百七条の四第三号、第一百八条第一項第二号から第六号まで、第一百九条第一項第三号の二、第五号、第十一号、第十二号、第十二号の四、第十三号若しくは第十四号、第一百九条の二第一項第三号、第一百九条の三第一項第五号、第七号若しくは第八号、第二百二十条第一項第十号、第十号の二、第十一号の三若しくは第十三号又は第二百一十一条第一項第七号、第八号若しくは第九号の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(通則)

第二百二十五条 (略)

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一 (略)

二 当該反則行為をした場合において、酒に酔つた状態、第一百七十七条の二第三号に規定する状態又は身体に第一百七十七条の二の二第一号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転していた者

三 (略)

3 (略)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 車両及び路面電車の交通方法</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 交差点における通行方法等（第三十四条 第三十七条の二）</p> <p>第六節の二 第九節（略）</p> <p>第九節の二 違法停車及び違法駐車に対する措置（第五十条の二 第五十一条の十六）</p> <p>第十節～第十三節（略）</p> <p>第四章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（公安委員会の交通規制）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 公安委員会は、環状交差点（車両の通行の用に供する部分が環状の交差点であつて、道路標識等により車両が当該部分を右回りに通行すべきことが指定されているものをいう。以下同じ。）以外の交通の頻繁な交差点その他交通の危険を防止するために必要と認められる場所</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 車両及び路面電車の交通方法</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 交差点における通行方法等（第三十四条 第三十七条）</p> <p>第六節の二 第九節（略）</p> <p>第九節の二 違法停車及び違法駐車に対する措置（第五十条の二 第五十一条の十五）</p> <p>第十節～第十三節（略）</p> <p>第四章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（公安委員会の交通規制）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 公安委員会は、交通のひんぱんな交差点その他交通の危険を防止するために必要と認められる場所には、信号機を設置するようにつとめなければならない。</p>

には、信号機を設置するように努めなければならない。

4・5 (略)

(罰則) (略) ( )

(車両通行帯)

第二十条 (略)

2 (略)

3 車両は、追越しをするとき、第二十五条第一項若しくは第二項、第三十四条第一項から第五項まで若しくは第三十五条の二の規定により道路の左側端、中央若しくは右側端に寄るとき、第三十五条第一項の規定に従い通行するとき、第二十六条の二第三項の規定によりその通行している車両通行帯をそのまま通行するとき、第四十条第二項の規定により一時進路を譲るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、前二項の規定によらないことができる。この場合において、追越しをするときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければならない。

(罰則) (略) ( )

(環状交差点における左折等)

第三十五条の二 車両は、環状交差点において左折し、又は右折するとき、第三十四条第一項から第五項までの規定にかかわらず、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿つて(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して)徐行しなければならない。

4・5 (略)

(罰則) (略) ( )

(車両通行帯)

第二十条 (略)

2 (略)

3 車両は、追越しをするとき、第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第三十四条第一項から第五項までの規定により道路の左側端、中央若しくは右側端に寄るとき、第三十五条第一項の規定に従い通行するとき、第二十六条の二第三項の規定によりその通行している車両通行帯をそのまま通行するとき、第四十条第二項の規定により一時進路を譲るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、前二項の規定によらないことができる。この場合において、追越しをするときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければならない。

(罰則) (略) ( )

らない。

2 | 車両は、環状交差点において直進し、又は転回するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿って（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して）徐行しなければならない。

（罰則 第二百一十一条第一項第五号）

（環状交差点における他の車両等との関係等）

第三十七条の二 車両等は、環状交差点においては、第三十六条第一項及び第二項並びに前条の規定にかかわらず、当該環状交差点内を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

2 | 車両等は、環状交差点に入ろうとするときは、第三十六条第三項の規定にかかわらず、徐行しなければならない。

3 | 車両等は、環状交差点に入ろうとし、及び環状交差点内を通行するときは、第三十六条第四項の規定にかかわらず、当該環状交差点の状況に応じ、当該環状交差点に入ろうとする車両等、当該環状交差点内を通行する車両等及び当該環状交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

（罰則 第一百九条第一項第二号の二）

（車両移動保管関係事務の委託）

第五十一条の三（略）

（車両移動保管関係事務の委託）

第五十一条の三（略）

2 (略)

(罰則 第二項については第百十七条の四第一号)

(放置車両確認機関)

第五十一条の十二 (略)

2～8 (略)

(罰則 第六項については第百十七条の四第一号)

(放置違反金関係事務の委託)

第五十一条の十五 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百十七条の四第一号)

(放置違反金収納事務の委託)

第五十一条の十六 都道府県は、放置違反金の収納の事務については、収入の確保及び納付命令を受けた者の納付の義務の履行に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

(合図)

第五十三条 車両(自転車以外の軽車両を除く。次項及び第四項において同じ。)の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当

2 (略)

(罰則 第二項については第百十七条の四)

(放置車両確認機関)

第五十一条の十二 (略)

2～8 (略)

(罰則 第六項については第百十七条の四)

(放置違反金関係事務の委託)

第五十一条の十五 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百十七条の四)

(合図)

第五十三条 車両(自転車以外の軽車両を除く。第三項において同じ。)の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を

該合図を継続しなければならない。

2 | 車両の運転者は、環状交差点においては、前項の規定にかかわらず、当該環状交差点を出るとき、又は当該環状交差点において徐行し、停止し、若しくは後退するときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

3 | 前二項の合図を行う時期及び合図の方法について必要な事項は、政令で定める。

4 | 車両の運転者は、第一項又は第二項に規定する行為を終わったときは、当該合図をやめなければならないものとし、また、これらの規定に規定する合図に係る行為をしないのにかかわらず、当該合図をしてはならない。

(罰則 第一項、第二項及び第四項については第二百二十条第一項第八号、同条第二項)

(交差点における自転車の通行方法)

第六十三条の七 自転車は、前条に規定するもののほか、交差点を通行しようとする場合において、当該交差点又はその付近に自転車横断帯があるときは、第十七条第四項、第三十四条第一項及び第三項並びに第三十五条の二の規定にかかわらず、当該自転車横断帯を進行しなければならない。

2 (略)

(無免許運転等の禁止)

継続しなければならない。

2 | 前項の合図を行なう時期及び合図の方法について必要な事項は、政令で定める。

3 | 車両の運転者は、第一項に規定する行為を終わったときは、当該合図をやめなければならないものとし、また、同項に規定する合図に係る行為をしないのにかかわらず、当該合図をしてはならない。

(罰則 第一項及び第三項については第二百二十条第一項第八号、同条第二項)

(交差点における自転車の通行方法)

第六十三条の七 自転車は、前条に規定するもののほか、交差点を通行しようとする場合において、当該交差点又はその付近に自転車横断帯があるときは、第十七条第四項並びに第三十四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該自転車横断帯を進行しなければならない。

2 (略)

(無免許運転等の禁止)

第六十四条 何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで（第九十条第五項、第三百一条第一項若しくは第四項、第三百二条の二第一項、第四百一条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第三百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。）、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

2 (略)

3 何人も、自動車（道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下単に「旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車）で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項において同じ。）又は原動機付自転車の運転者が第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けていないこと（第九十条第五項、第三百一条第一項若しくは第四項、第三百二条の二第一項、第四百一条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第三百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されていることを含む。）を知りながら、当該運転者に対し、当該自動車又は原動機付自転車を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する自動車又は原動機付自転車に同乗してはならない。

(罰則) (略)

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 自動車（重被牽引車を含む。以下この条、次条第一項及び第七十五条の二の二第二項において同じ。）の使用者（安全運転管理

第六十四条 何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで（第九十条第五項、第三百一条第一項若しくは第四項、第三百二条の二第一項、第四百一条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第三百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。）、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

2 (略)

3 何人も、自動車（道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下単に「旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車）で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項において同じ。）又は原動機付自転車の運転者が第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けていないこと（第九十条第五項、第三百一条第一項若しくは第四項、第三百二条の二第一項、第四百一条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第三百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されていることを含む。）を知りながら、当該運転者に対し、当該自動車又は原動機付自転車を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する自動車又は原動機付自転車に同乗してはならない。

(罰則) (略)

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 自動車（重被牽引車を含む。以下この条、次条第一項及び第七十五条の二の二第二項において同じ。）の使用者（安全運転管理

者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。）は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

一 第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けている者（第七十七条の二の規定により国際運転免許証又は外国運転免許証で自動車を運転することができるとされている者を含む。以下この項において同じ。）でなければ運転することができないこととされている自動車を当該運転免許を受けている者以外の者（第九十条第五項、第二百三条第一項若しくは第四項、第二百三条の二第一項、第二百四條の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第二百三條第四項の規定により当該運転免許の効力が停止されている者を含む。）が運転すること。

二 七（略）

2 11（略）

（罰則）（略）

（免許の欠格事由）

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第一種免許又は第二種免許を与えない。

一・二（略）

三 第二百三條第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第一項（第四号を除く。）に係るものに限る。）をされた日から起算して同条第七項の規定により指定された期間（第二百三條の二第一

者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。）は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

一 第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けている者（第七十七条の二の規定により国際運転免許証又は外国運転免許証で自動車を運転することができるとされている者を含む。以下この項において同じ。）でなければ運転することができないこととされている自動車を当該運転免許を受けている者以外の者（第九十条第五項、第二百三条第一項若しくは第四項、第二百三条の二第一項、第二百四條の二の三第一項又は同条第三項において準用する第二百三條第四項の規定により当該運転免許の効力が停止されている者を含む。）が運転すること。

二 七（略）

2 11（略）

（罰則）（略）

（免許の欠格事由）

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第一種免許又は第二種免許を与えない。

一・二（略）

三 第二百三條第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第一項（第四号を除く。）に係るものに限る。）をされた日から起算して同条第七項の規定により指定された期間（第二百三條の二第一

項の規定により免許の効力を停止された者が当該事案について免許を取り消された場合にあつては、当該指定された期間から当該免許の効力が停止されていた期間を除いた期間。以下この号において同じ。）を経過していない者若しくは第百三条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第四項の規定による免許の取消しにあつては、同条第二項に係るものに限る。）をされた日から起算して同条第八項の規定により指定された期間を経過していない者又は同条第一項若しくは第四項、第百三条の二第一項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項若しくは同条第五項において準用する第百三条第四項の規定により免許の効力が停止されている者

四（略）

2・3（略）

（免許の申請等）

第八十九条 免許を受けようとする者は、その者の住所地（仮免許を受けようとする者で現に第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所において自動車の運転に関する教習を受けているものにあつては、その者の住所地又は当該自動車教習所の所在地）を管轄する公安委員会に、内閣府令で定める様式の免許申請書（次項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該免許申請書及び必要な事項を記載した当該質問票）を提出し、かつ、当該公安委員会の行う運転免許試験を受けなければならない。

2 前項に規定する公安委員会は、同項の規定により免許申請書を提出しようとする者に対し、その者が次条第一項第一号から第二号までの

項の規定により免許の効力を停止された者が当該事案について免許を取り消された場合にあつては、当該指定された期間から当該免許の効力が停止されていた期間を除いた期間。以下この号において同じ。）を経過していない者若しくは第百三条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第四項の規定による免許の取消しにあつては、同条第二項に係るものに限る。）をされた日から起算して同条第八項の規定により指定された期間を経過していない者又は同条第一項若しくは第四項、第百三条の二第一項、第百四条の二の三第一項若しくは同条第三項において準用する第百三条第四項の規定により免許の効力が停止されている者

四（略）

2・3（略）

（免許の申請等）

第八十九条 免許を受けようとする者は、その者の住所地（仮免許を受けようとする者で現に第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所において自動車の運転に関する教習を受けているものにあつては、その者の住所地又は当該自動車教習所の所在地）を管轄する公安委員会に、内閣府令で定める様式の免許申請書を提出し、かつ、当該公安委員会の行う運転免許試験を受けなければならない。

いずれかに該当するかどうかの判断に必要な質問をするため、内閣府令で定める様式の質問票を交付することができる。

3| 第一項の規定により自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会（その者の住所地を管轄する公安委員会を除く。）に仮免許に係る免許申請書を提出し、当該公安委員会の仮免許を受けている者であつて、現に当該自動車教習所において自動車の運転に関する教習を受けているものは、自動車の運転について必要な技能を有するかどうかについて当該公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う検査を受けることができる。この場合において、当該公安委員会は、その者が自動車の運転について必要な技能を有すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対しその旨を証する書面を交付するものとする。

（罰則 第一項については第百七条の四第一号）

（免許証の有効期間）

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

（略）

備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

1 更新日等 第百一条第六項の規定により更新された免許証

2| 前項の規定により自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会（その者の住所地を管轄する公安委員会を除く。）に仮免許に係る免許申請書を提出し、当該公安委員会の仮免許を受けている者であつて、現に当該自動車教習所において自動車の運転に関する教習を受けているものは、自動車の運転について必要な技能を有するかどうかについて当該公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う検査を受けることができる。この場合において、当該公安委員会は、その者が自動車の運転について必要な技能を有すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対しその旨を証する書面を交付するものとする。

（免許証の有効期間）

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

（略）

備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

1 更新日等 第百一条第五項の規定により更新された免許証

にあつては当該更新された日、第百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかった者（その免許がその結果第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつてはこれらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあつては、当該適性試験を受けた日）の前日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

2 優良運転者 更新日等（海外旅行、災害その他の政令で定

にあつては当該更新された日、第百一条の二第三項の規定により更新された免許証にあつては同条第二項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかった者（その免許がその結果第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月を経過しない者に限る。）に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証の有効期間の末日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

2 優良運転者 更新日等までに継続して免許（仮免許を除く

めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合）に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証の有効期間の末日、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日。4において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。4において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

3  
(略)

。を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

3  
(略)

4 違反運転者等 更新日等までに継続して免許を受けている期間が五年以上である者であつて自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が不良な者として政令で定める基準に該当するもの又は当該期間が五年未満である者

5 満了日等 第一百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては更新前の免許証の有効期間が満了した日、第一百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

二・三 (略)

四 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者(その免許がその結果第二百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月(当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月)を経過する前に次の免許を受けた者に限る。)に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該効力を失つた免許を受けていた期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

4 違反運転者等 更新日等までに継続して免許(仮免許を除く。)を受けている期間が五年以上である者であつて自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が不良な者として政令で定める基準に該当するもの又は当該期間が五年未満である者

5 満了日等 第一百一条第五項の規定により更新された免許証にあつては更新前の免許証の有効期間が満了した日、第一百一条の二第三項の規定により更新された免許証にあつては同条第二項の規定による適性検査を受けた日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

二・三 (略)

四 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者(その免許がその結果第二百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月を経過する前に次の免許を受けた者に限る。)に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該効力を失つた免許を受けていた期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

五 第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第百七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）に対すこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

2 2 4 (略)

(受験資格)

第九十六条 (略)

2 2 5 (略)

6 第二項から第四項まで及び前項各号に規定する免許を現に受けている者には、第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項、第百三条の二第一項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三条第四項の規定により当該免許の効力が停止されている者及びこれに準ずるものとして政令で定める者を含まないものとする。

五 (略)

2 2 4 (略)

(受験資格)

第九十六条 (略)

2 2 5 (略)

6 第二項から第四項まで及び前項各号に規定する免許を現に受けている者には、第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項、第百三条の二第一項、第百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第百三条第四項の規定により当該免許の効力が停止されている者及びこれに準ずるものとして政令で定める者を含まないものとする。

第九十六条の三 第九十条第一項ただし書若しくは第二項の規定による免許の拒否、同条第五項若しくは第六項若しくは第百三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は第百七条の五第一項若しくは第二項の規定若しくは同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止を受けた者（第九十条第一項第一号から第三号まで若しくは第七号、第百三条第一項第一号から第四号まで又は第百七条の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けた者を除く。第百八条の二第一項第二号において「取消処分者等」という。）で、運転免許試験（仮免許の運転免許試験を除く。次項において同じ。）を受けようとするものは、過去一年以内に第百八条の二第二項第二号に掲げる講習（当該処分前に行われた講習を除く。）を終了した者でなければならぬ。ただし、当該処分を受けた後免許（仮免許を除く。）を受けたことがある者は、この限りでない。

2 前項の規定は、免許が失効したため又は第百七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証を所持する者でなくなつたため、第九十条第五項若しくは第六項若しくは第百三条第一項、第二項若しくは第百四項の規定による免許の取消し又は第百七条の五第一項若しくは第二項の規定若しくは同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止（第百三条第一項第一号から第四号まで又は第百七条の五第一項第一号に該当することを理由とするものを除く。）を受けなかつた者（第百八条の二第一項第二号において「準取消処分者等」という。）で、運転免許試験を受けようとするものについて準用する。この場合において、前項中「当該

第九十六条の三 第九十条第一項ただし書若しくは第二項の規定による免許の拒否、同条第五項若しくは第六項若しくは第百三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は第百七条の五第一項若しくは第二項の規定若しくは同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止を受けた者（第九十条第一項第一号から第三号まで若しくは第七号、第百三条第一項第一号から第四号まで又は第百七条の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けた者を除く。）で、運転免許試験（仮免許の運転免許試験を除く。）を受けようとするものは、過去一年以内に第百八条の二第二項第二号に掲げる講習（当該処分前に行われた講習を除く。）を終了した者でなければならぬ。ただし、当該処分を受けた後免許（仮免許を除く。）を受けたことがある者は、この限りでない。

処分前に行われた講習」とあるのは「当該免許が失効する前又は当該国際運転免許証若しくは外国運転免許証を所持する者でなくなる前に行われた講習」と、「当該処分を受けた後」とあるのは「当該免許が失効した後又は当該国際運転免許証若しくは外国運転免許証を所持する者でなくなつた後」と読み替えるものとする。

(運転免許試験の免除)

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一 第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者で同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過しないもの その者が当該検査の時に受けていた仮免許の区分に応じ大型免許、中型免許又は普通免許のいずれかに係る前条第一項第二号に掲げる事項についての運転免許試験

二 (略)

三 第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者(政令で定める者を除く。)で、その者の免許が第五十五条の規定により効力を失つた日から起算して六月(海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合)に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月)を経過しないもの(第八十八条の二第一項第十一号及び第十二号において「特定失効者」という。)のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習を内閣府令で定めるところによ

(運転免許試験の免除)

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一 第八十九条第二項後段に規定する書面を有する者で同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過しないもの その者が当該検査の時に受けていた仮免許の区分に応じ大型免許、中型免許又は普通免許のいずれかに係る前条第一項第二号に掲げる事項についての運転免許試験

二 (略)

三 第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者(政令で定める者を除く。)で、その者の免許が第五十五条の規定により効力を失つた日から起算して六月(海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合)に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月)を経過しないもの(第八十八条の二第一項第十一号及び第十二号において「特定失効者」という。)のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習を内閣府令で定めるところによ

り受けたもの。その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

イ 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者。公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法第五条の二に規定する記憶機能及びその他の認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する検査（以下「認知機能検査」という。）並びに当該認知機能検査の結果に基づいて行う第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習

ロ・ハ（略）

四（略）

五 第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第二号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。）で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの（第百八条の二第一項第十一号及び第十二号において「特定取消処分者」という。）のうち、第三号イから八までに掲げる区分に応じそれぞれ同号イから八までに定める検査及び講習を内閣府令で定めるところにより受けたもの。その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

2・3（略）

り受けたもの。その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

イ 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者。公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法第五条の二に規定する記憶機能及びその他の認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する検査（以下「認知機能検査」という。）及び当該認知機能検査の結果に基づいて行う第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習

ロ・ハ（略）

四（略）

2・3（略）

(免許証の更新及び定期検査)

第百一条 免許証の有効期間の更新(以下「免許証の更新」という。)を受けようとする者は、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前から当該免許証の有効期間が満了する日まで(以下「更新期間」という。)に、その者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める様式の更新申請書(第四項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票。第五項及び第百一条の二の二第一項から第三項までにおいて同じ。)を提出しなければならない。

2・3 (略)

4 第一項に規定する公安委員会(同項の規定による更新申請書の提出が第百一条の二の二第一項に規定する経由地公安委員会を経由して行われる場合にあつては、当該経由地公安委員会)は、第一項の規定により更新申請書を提出しようとする者に対し、その者が第百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当するかどうかの判断に必要な質問をするため、内閣府令で定める様式の質問票を交付することができる。

5～7 (略)

(罰則 第一項については第百十七条の四第二号)

(免許証の更新の特例)

第百一条の二 海外旅行その他政令で定めるやむを得ない理由のため更新期間内に適性検査を受けることが困難であると予想される者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に当該更新期間前における免許証

(免許証の更新及び定期検査)

第百一条 免許証の有効期間の更新(以下「免許証の更新」という。)を受けようとする者は、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前から当該免許証の有効期間が満了する日まで(以下「更新期間」という。)に、その者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める様式の更新申請書を提出しなければならない。

2・3 (略)

4～6 (略)

(免許証の更新の特例)

第百一条の二 海外旅行その他政令で定めるやむを得ない理由のため更新期間内に適性検査を受けることが困難であると予想される者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に当該更新期間前における免許証

の更新を申請することができる。この場合においては、当該公安委員

会に内閣府令で定める様式の特例更新申請書（次項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該特例更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票）を提出しなければならない。

2 前項に規定する公安委員会は、同項後段の規定により特例更新申請書を提出しようとする者に対し、その者が第百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当するかどうかの判断に必要な質問をするため、内閣府令で定める様式の質問票を交付することができる。

3 第一項の規定による申請があつたときは、当該公安委員会は、その者について、速やかに適性検査を行わなければならない。

4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、更新期間前における免許証の更新の申請及び適性検査について必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則 第一項については第百七条の四第二号)

(更新の申請の特例)

第百一条の二の二 (略)

2 (略)

3 経由地公安委員会は、前項の規定による適性検査の結果を記載した書面を、第一項の規定により受理した更新申請書とともに、その者の住所地を管轄する公安委員会に送付しなければならない。この場合において、その者の住所地を管轄する公安委員会は、第百一条第五項の規定による適性検査を行わないものとする。

の更新を申請することができる。

2 前項の申請があつたときは、当該公安委員会は、その者について、速やかに適性検査を行わなければならない。

3 (略)

4 前三項に定めるもののほか、更新期間前における免許証の更新の申請及び適性検査について必要な事項は、内閣府令で定める。

(更新の申請の特例)

第百一条の二の二 (略)

2 (略)

3 経由地公安委員会は、前項の規定による適性検査の結果を記載した書面を、第一項の規定により受理した更新申請書とともに、その者の住所地を管轄する公安委員会に送付しなければならない。この場合において、その者の住所地を管轄する公安委員会は、第百一条第四項の規定による適性検査を行わないものとする。

4・5 (略)

(更新を受けようとする者の義務)

第百一条の三 (略)

2 公安委員会は、第百一条第五項若しくは第百一条の二第三項の規定による適性検査の結果又は前条第三項に規定する書面の内容(同条第五項の規定による適性検査を行った場合には、当該書面の内容及び当該適性検査の結果)から判断して自動車等を運転することが支障がないと認めたる者(前項ただし書の政令で定める者を除く。)が第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けていないときは、第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定にかかわらず、その者に対し、免許証の更新をしないことができる。

(免許を受けた者に対する報告徴収)

第百一条の五 公安委員会は、免許を受けた者が第百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当するかどうかを調査するた  
め必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その  
者に対し、必要な報告を求めることができる。

(罰則 第百七条の四第二号)

(医師の届出)

第百一条の六 医師は、その診察を受けた者が第百三条第一項第一号、  
第一号の二又は第三号のいずれかに該当すると認めたる場合において、  
その者が免許を受けた者又は第百七条の二の国際運転免許証若しくは

4・5 (略)

(更新を受けようとする者の義務)

第百一条の三 (略)

2 公安委員会は、第百一条第四項若しくは第百一条の二第二項の規定による適性検査の結果又は前条第三項に規定する書面の内容(同条第五項の規定による適性検査を行った場合には、当該書面の内容及び当該適性検査の結果)から判断して自動車等を運転することが支障がないと認めたる者(前項ただし書の政令で定める者を除く。)が第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けていないときは、第百一条第五項又は第百一条の二第三項の規定にかかわらず、その者に対し、免許証の更新をしないことができる。

外国運転免許証を所持する者（本邦に上陸（同条に規定する上陸をいう。）をした日から起算して滞在期間が一年を超えている者を除く。）であることを知つたときは、当該診察の結果を公安委員会に届け出ることができる。

2 前項に規定する場合において、公安委員会は、医師からその診察を受けた者が免許を受けた者であるかどうかについての確認を求められたときは、これに回答するものとする。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による届出をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 公安委員会は、その管轄する都道府県の区域外に居住する者について第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その者の居住地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

（臨時適性検査）

第二百二条 公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号又は第五号の規定により認知機能検査を受けた者で当該認知機能検査の結果が認知機能に關し内閣府令で定める基準に該当するもの（以下この条において「基準該当者」という。）が第八十九条第一項の免許申請書を提出した場合において、その者が当該免許申請書を提出した日の一年前の日（その日以後に次の表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたときは、それぞれ同表の下欄に掲げる日）から当該免許申請書を提出した日の前日までの間に、自動車等の運転に關しこの法律若しくはこの法律の規定に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違

（臨時適性検査）

第二百二条 公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号の規定により認知機能検査を受けた者で当該認知機能検査の結果が認知機能に關し内閣府令で定める基準に該当するもの（以下この条において「基準該当者」という。）が第八十九条第一項の免許申請書を提出した場合において、その者が当該免許申請書を提出した日の一年前の日（その日以後に次の表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたときは、それぞれ同表の下欄に掲げる日）から当該免許申請書を提出した日の前日までの間に、自動車等の運転に關しこの法律若しくはこの法律の規定に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為

反する行為のうち認知機能が低下した場合に行われやすいものとして政令で定める行為（以下この条において「基準行為」という。）をし  
ていた者であるときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に  
同表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたときを除き、その者  
が第九十条第一項第一号の二に該当する者であるかどうかにつき、臨  
時に適性検査を行うものとする。

(略)

(略)

2 公安委員会は、第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査を受  
けた者で基準該当者であるものが第一百一条第一項の更新申請書を提出  
し、又は第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をした  
場合において、その者が当該免許証に係る更新期間が満了する日の一  
年前の日（その日以後に前項の表の上欄に掲げる場合に該当すること  
となつたときは、それぞれ同表の下欄に掲げる日）から当該更新申請  
書を提出し、又は当該免許証の更新の申請をした日の前日までの間に  
、基準行為をしていた者であるときは、その者が当該認知機能検査を  
受けた日以後に同表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたとき  
を除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつた  
かどうかにつき、臨時に適性検査を行うものとする。

3 公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号又は第五号の規定によ  
り認知機能検査を受けた者で基準該当者であるもの（第一項に規定す  
る者に該当する者を除く。）が第八十九条第一項の免許申請書を提出  
して免許を受けた場合において、当該免許を受けた日以後に基準行為  
をしたとき又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査を受け  
た者で基準該当者であるもの（前項に規定する者に該当する者を除く

のうち認知機能が低下した場合に行われやすいものとして政令で定め  
る行為（以下この条において「基準行為」という。）をしてきた者で  
あるときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に同表の上欄  
に掲げる場合に該当することとなつたときを除き、その者が第九十条  
第一項第一号の二に該当する者であるかどうかにつき、臨時に適性検  
査を行うものとする。

(略)

(略)

2 公安委員会は、前条第二項の規定により認知機能検査を受けた者で  
基準該当者であるものが第一百一条第一項の更新申請書を提出し、又は  
第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をした場合にお  
いて、その者が当該免許証に係る更新期間が満了する日の一年前の日  
（その日以後に前項の表の上欄に掲げる場合に該当することとなつた  
ときは、それぞれ同表の下欄に掲げる日）から当該更新申請書を提出  
し、又は当該免許証の更新の申請をした日の前日までの間に、基準行  
為をしていた者であるときは、その者が当該認知機能検査を受けた日  
以後に同表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたときを除き、  
その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうか  
につき、臨時に適性検査を行うものとする。

3 公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号の規定により認知機能  
検査を受けた者で基準該当者であるもの（第一項に規定する者に該当  
する者を除く。）が第八十九条第一項の免許申請書を提出して免許を  
受けた場合において、当該免許を受けた日以後に基準行為をしたとき  
又は前条第二項の規定により認知機能検査を受けた者で基準該当者で  
あるもの（前項に規定する者に該当する者を除く。）が第一百一条第一

。が第百一条第一項の更新申請書を提出し、若しくは第百一条第二第一項の規定による免許証の更新の申請をした場合において、当該更新申請書を提出し、若しくは当該免許証の更新の申請をした日以後に基準行為をしたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行うものとする。

一・二 (略)

4 前三項に定めるもののほか、公安委員会は、運転免許試験に合格した者が第九十条第一項第一号から第二号までのいずれかに該当する者であり、又は免許を受けた者が第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたと疑う理由があるときは、当該運転免許試験に合格した者又は免許を受けた者につき、臨時に適性検査を行うことができる。この場合において、公安委員会は、第八十九条第一項、第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定により提出された質問票の記載内容、第百一条の五の規定による報告の内容その他の事情を考慮するものとする。

5～8 (略)

(臨時適性検査に係る取消し等)

第百四条の二の三 公安委員会は、第百二条第一項から第四項までの規定により適性検査を行う場合において、当該適性検査を受けるべき者(免許を受けた者に限る。)が、自動車等の運転により交通事故を起こし、かつ、当該交通事故の状況から判断して、第百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当する疑いがあると認めら

項の更新申請書を提出し、若しくは第百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をした場合において、当該更新申請書を提出し、若しくは当該免許証の更新の申請をした日以後に基準行為をしたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行うものとする。

一・二 (略)

4 前三項に定めるもののほか、公安委員会は、運転免許試験に合格した者が第九十条第一項第一号から第二号までのいずれかに該当する者であり、又は免許を受けた者が第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたと疑う理由があるときは、当該運転免許試験に合格した者又は免許を受けた者につき、臨時に適性検査を行うことができる。

5～8 (略)

(臨時適性検査に係る取消し等)

第百四条の二の三

れるときその他これに準ずるものとして政令で定めるときは、三月を超えない範囲内で期間を定めてその者の免許の効力を停止することができる。この場合において、当該処分を受けた者がこれらの規定に該当しないことが明らかとなつたときは、速やかに当該処分を解除しなければならぬ。

2 | 公安委員会は、前項前段の規定により免許の効力を停止したときは、当該処分をした日から起算して五日以内に、当該処分を受けた者に対し弁明の機会を与えなければならない。

3 | 第二百二条第六項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるとき（第一項前段の規定による免許の効力の停止を受けた者にあつては、当該停止の期間が満了するまでの間に適性検査を受けないと認めるとき）は、同条第七項の通知された期日におけるその者の住所を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

4 | (略)

5 | 第二百二条第三項、第四項及び第九項の規定は、第三項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を九十日（公安委員会が九十日を超えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間。第七項において同じ。）以上停止しようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第四百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは「聴聞」と、同条第四項中「第一項各号のいずれ

第二百二条第六項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、同項の通知された期日におけるその者の住所を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 | (略)

3 | 第二百二条第三項、第四項及び第九項の規定は、第一項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を九十日（公安委員会が九十日を超えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間。第五項において同じ。）以上停止しようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第四百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは「聴聞」と、同条第四項中「第一項各号のいずれ

かに該当する場合（同項第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）には、同項」とあるのは、「第百二条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、第百四条の二の三第三項」と、「停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし」とあるのは、「停止することができるものとし」と、「第一項又は第二項」とあるのは、「同項」と、同条第九項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは、「第百四条の二の三第三項又は同条第五項」において準用する第四項」と読み替えるものとする。

6 | 第四項の規定は、前項において準用する第百三条第四項の規定により免許の効力を停止した場合について準用する。

7 | 第百四条の二（第五項を除く。）の規定は、公安委員会が第三項の規定又は第五項において準用する第百三条第四項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を九十日以上停止しようとする場合について準用する。

8 | 第百三条第三項の規定は、第五項において準用する同条第四項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を停止しようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは、「聴聞」と読み替えるものとする。

（免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等）

かに該当する場合（同項第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）には、同項」とあるのは、「第百二条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、第百四条の二の三第一項」と、「停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし」とあるのは、「停止することができるものとし」と、「第一項又は第二項」とあるのは、「同項」と、同条第九項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは、「第百四条の二の三第一項又は同条第三項」において準用する第四項」と読み替えるものとする。

4 | 第二項の規定は、前項において準用する第百三条第四項の規定により免許の効力を停止した場合について準用する。

5 | 第百四条の二（第五項を除く。）の規定は、公安委員会が第一項の規定又は第三項において準用する第百三条第四項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を九十日以上停止しようとする場合について準用する。

6 | 第百三条第三項の規定は、第三項において準用する同条第四項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を停止しようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは、「聴聞」と読み替えるものとする。

（免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等）

第百四条の三 第百三条第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、前条第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三条第四項の規定による免許の取消し又は効力の停止は、内閣府令で定めるところにより、当該取消し又は効力の停止に係る者に対し当該取消し又は効力の停止の内容及び理由を記載した書面を交付して行うものとする。

2}9 (略)

(国家公安委員会への報告)

第百六条 公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第百四条の四第三項の規定により免許を与え、第九十一条の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第一項の規定による届出を受け、同条第二項の規定による免許証の再交付をし、第百一条第六項若しくは第百一条の二第四項の規定により免許証の更新をし、第百二条第六項の規定による通知をし、第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する第百三条第四項若しくは第百四条の四第二項の規定による処分をし、若しくは第九十条第八項若しくは第百三条第六項の規定による命令をしたとき、警察署長が第百三条の二第一項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分を違反したとき

第百四条の三 第百三条第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、前条第一項又は同条第三項において準用する第百三条第四項の規定による免許の取消し又は効力の停止は、内閣府令で定めるところにより、当該取消し又は効力の停止に係る者に対し当該取消し又は効力の停止の内容及び理由を記載した書面を交付して行うものとする。

2}9 (略)

(国家公安委員会への報告)

第百六条 公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第百四条の四第三項の規定により免許を与え、第九十一条の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第一項の規定による届出を受け、同条第二項の規定による免許証の再交付をし、第百一条第五項若しくは第百一条の二三第三項の規定により免許証の更新をし、第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項、同条第三項において準用する第百三条第四項若しくは第百四条の四第二項の規定による処分をし、若しくは第九十条第八項若しくは第百三条第六項の規定による命令をしたとき、警察署長が第百三条の二第一項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分を違反したとき(内閣府令で定める場合に限る。)、重大違反唆し等若

(内閣府令で定める場合に限る。)、重大違反唆し等若しくは道路外致死傷(内閣府令で定めるものに限る。)をしたとき、認知機能検査を受けたとき、第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第百八条の二第一項第二号、第十号若しくは第十三号に掲げる講習を受けたとき、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関し内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

(免許証の返納等)

第百七条 (略)

2 (略)

3 免許を受けた者は、第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三条第四項の規定により免許の効力が停止されたときは、速やかに、免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

4 前項の規定により免許証の提出を受けた公安委員会又は第百三条の二第四項若しくは第五項の規定により免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証に係る免許の効力の停止の期間が満了した場合又は当該免許証に係る免許の効力の停止が解除された場合においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該免許証を返還しなければならない。

しくは道路外致死傷(内閣府令で定めるものに限る。)をしたとき、認知機能検査を受けたとき、第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第百八条の二第一項第二号、第十号若しくは第十三号に掲げる講習を受けたとき、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関し内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

(免許証の返納等)

第百七条 (略)

2 (略)

3 免許を受けた者は、第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第百三条第四項の規定により免許の効力が停止されたときは、速やかに、免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

4 前項の規定により免許証の提出を受けた公安委員会又は第百三条の二第四項若しくは第五項の規定により免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証に係る免許の効力の停止の期間が満了した場合においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該免許証を返還しなければならない。

(罰則) (略)

(国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収)

第七十七条の三の二 公安委員会は、国際運転免許証等を所持する者が当該国際運転免許証等に係る発給の条件を満たしているかどうかを調査するため必要があると認めるとき(その者が第三十三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときに限る。)は、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、必要な報告を求めることができる。

(罰則) 第七十七条の四第二号)

(臨時適性検査)

第七十七条の四 公安委員会は、国際運転免許証等を所持する者について、当該国際運転免許証等に係る発給の条件が満たされなくなつたと疑う理由があるとき(その者が第三十三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたと疑う理由があるときに限る。)は、臨時に適性検査を行うことができる。この場合において、公安委員会は、前条の規定による報告の内容その他の事情を考慮するとともに、あらかじめ、適性検査を行う期日、場所その他必要な事項をその者に通知しなければならない。

2~4 (略)

(罰則) (略)

(自動車等の運転禁止等の報告)

(罰則) (略)

(臨時適性検査)

第七十七条の四 公安委員会は、国際運転免許証等を所持する者について、当該国際運転免許証等に係る発給の条件が満たされなくなつたと疑う理由があるとき(その者が第三十三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたと疑う理由があるときに限る。)は、臨時に適性検査を行うことができる。この場合において、公安委員会は、あらかじめ、適性検査を行う期日、場所その他必要な事項をその者に通知しなければならない。

2~4 (略)

(罰則) (略)

(自動車等の運転禁止等の報告)

第一百七条の六 公安委員会は、第一百七条の四第一項後段の規定による通知をしたとき、前条第一項若しくは第二項若しくは同条第九項において準用する第百三条第四項の規定により自動車等の運転を禁止し、若しくは前条第三項において準用する第百三条第十項の規定により期間を短縮したとき、又は警察署長が前条第十項において準用する第百三条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止したときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。

( 国外運転免許証の交付 )

第一百七条の七 免許（小型特殊免許、原付免許及び仮免許を除く。）を現に受けている者（第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項、第百三条の二第一項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三条第四項の規定により免許の効力が停止されている者を除く。）は、内閣府令で定める区分に従い、当該免許で運転することができることとされている自動車等に対応する条約附属書十に規定する自動車等に係る条約第二十四条第一項の運転免許証で公安委員会が発給するもの（以下「国外運転免許証」という。）の交付を受けることができる。

2 4 (略)

( 免許関係事務の委託 )

第百八条 (略)

2 (略)

( 罰則 第二項については第百七条の四第一号 )

第一百七条の六 公安委員会は、前条第一項若しくは第二項若しくは同条第九項において準用する第百三条第四項の規定により自動車等の運転を禁止し、若しくは前条第三項において準用する第百三条第十項の規定により期間を短縮したとき、又は警察署長が前条第十項において準用する第百三条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止したときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。

( 国外運転免許証の交付 )

第一百七条の七 免許（小型特殊免許、原付免許及び仮免許を除く。）を現に受けている者（第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項、第百三条の二第一項、第百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第百三条第四項の規定により免許の効力が停止されている者を除く。）は、内閣府令で定める区分に従い、当該免許で運転することができることとされている自動車等に対応する条約附属書十に規定する自動車等に係る条約第二十四条第一項の運転免許証で公安委員会が発給するもの（以下「国外運転免許証」という。）の交付を受けることができる。

2 4 (略)

( 免許関係事務の委託 )

第百八条 (略)

2 (略)

( 罰則 第二項については第百七条の四 )

(講習)

第百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一 (略)

二 取消処分者等又は準取消処分者等に対する講習

三了十 (略)

十一 免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する第九十二条の二第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じた講習

十二 更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者又は第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者に、加齢に伴つて生ずるその者の身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性あることを理解させるための講習

十三 (略)

(講習)

第百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一 (略)

二 第九十条第一項ただし書若しくは第二項の規定による免許の拒否、同条第五項若しくは第六項若しくは第百三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は第百七条の五第一項若しくは第二項の規定若しくは同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止を受けた者(第九十条第一項第一号から第三号まで若しくは第七号、第百二条第一項第一号から第四号まで又は第百七条の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けた者を除く。)に対する講習

三了十 (略)

十一 免許証の更新を受けようとする者又は特定失効者に対する第九十二条の二第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じた講習

十二 更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者又は第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の特定失効者に、加齢に伴つて生ずるその者の身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性あることを理解させるための講習

十三 (略)

十四 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

2 (略)

3 公安委員会は、内閣府令で定める者に第一項第一号、第三号から第九号まで若しくは第十一号から第十四号までに掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

4 (略)

(罰則 第四項については第百七十七条の四第一号)

(自転車運転者講習の受講命令)

第百八条の三の四 公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの(次条において「危険行為」という。

(を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定め、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習

(次条において「自転車運転者講習」という。)を受けるべき旨を命ずることができる。

(罰則 第百二十条第一項第十七号)

(自転車運転者講習の受講命令等の報告)

第百八条の三の五 公安委員会は、前条の規定による命令をしたとき又は自転車の運転者が危険行為をしたとき若しくは自転車運転者講習を

2 (略)

3 公安委員会は、内閣府令で定める者に第一項第一号、第三号から第九号まで若しくは第十一号から第十三号までに掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

4 (略)

(罰則 第四項については第百七十七条の四)

受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなればならない。この場合において、国家公安委員会は、自転車運転者講習に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

(特定の交通の規制等の手続)

第百十条の二 (略)

2 (略)

3 公安委員会(第五条第一項の規定により権限を委任された警察署長を含む。以下この条において同じ。)は、第四条第一項の規定に基づき、第二条第一項第三号、第三号の四、第四号、第四号の二若しくは第七号、第四条第三項、第八条第一項、第十三条第二項、第十七条第四項、第五項第五号若しくは第六項、第二十二條第一項、第二十三條、第三十四條第五項、第四十九條第一項、第六十三條の四第一項第一号又は第六十三條の七第二項の道路標識等(第十七条第六項の道路標識等にあつては内閣府令・国土交通省令で定めるもの)に限り、第二十二條第一項の道路標識等にあつては同項の政令で定める最高速度を超える最高速度に係るものに限る。以下この条において同じ。)により交通の規制を行おうとするときは、当該規制の適用される道路(第二十二條第一項及び第六十三條の四第一項第一号の道路標識等以外の道路標識等に係る場合にあつては、道路法による道路に限る。)の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、第八条第一項の道路標識等による交通の規制を行う場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、

(特定の交通の規制等の手続)

第百十条の二 (略)

2 (略)

3 公安委員会(第五条第一項の規定により権限を委任された警察署長を含む。以下この条において同じ。)は、第四条第一項の規定に基づき、第二条第一項第三号、第三号の四、第四号、第四号の二若しくは第七号、第八条第一項、第十三条第二項、第十七条第四項、第五項第五号若しくは第六項、第二十二條第一項、第二十三條、第三十四條第五項、第四十九條第一項、第六十三條の四第一項第一号又は第六十三條の七第二項の道路標識等(第十七条第六項の道路標識等にあつては内閣府令・国土交通省令で定めるもの)に限り、第二十二條第一項の道路標識等にあつては同項の政令で定める最高速度を超える最高速度に係るものに限る。以下この条において同じ。)により交通の規制を行おうとするときは、当該規制の適用される道路(第二十二條第一項及び第六十三條の四第一項第一号の道路標識等以外の道路標識等に係る場合にあつては、道路法による道路に限る。)の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、第八条第一項の道路標識等による交通の規制を行う場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、事後において、

事後において、速やかに当該交通の規制に係る事項を通知しなければならない。

4～7 (略)

(免許等に関する手数料)

第百十二条 都道府県は、第六章(第百四条の四第六項を除く。)及び第六章の二の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種類ごとに政令で定める区分に応じて、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

一 (略)

一 の二 第八十九条第三項の規定による検査を受けようとする者 検査手数料

二 十三 (略)

2 (略)

第百十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の三(車両移動保管関係事務の委託)第二項、第五十

一条の十二(放置車両確認機関)第六項、第五十一条の十五(放置

違反金関係事務の委託)第二項、第百八条(免許関係事務の委託)

第二項又は第百八条の二(講習)第四項の規定に違反した者

速やかに当該交通の規制に係る事項を通知しなければならない。

4～7 (略)

(免許等に関する手数料)

第百十二条 都道府県は、第六章(第百四条の四第六項を除く。)及び第六章の二の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種類ごとに政令で定める区分に応じて、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

一 (略)

一 の二 第八十九条第二項の規定による検査を受けようとする者 検査手数料

二 十三 (略)

2 (略)

第百十七条の四 第五十一条の三(車両移動保管関係事務の委託)第二項、第五十一条の十二(放置車両確認機関)第六項、第五十一条の十五(放置違反金関係事務の委託)第二項、第百八条(免許関係事務の委託)第二項又は第百八条の二(講習)第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

二 第八十九条（免許の申請等）第一項、第一百一条（免許証の更新及び定期検査）第一項若しくは第一百一条の二（免許証の更新の特例）第一項の質問票に虚偽の記載をして提出し、又は第一百一条の五（免許を受けた者に対する報告徴収）若しくは第一百七条の三の二（国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収）の規定による公安委員会の求めがあつた場合において虚偽の報告をした者

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一（一）（略）

二の二 第十七条（通行区分）第一項から第四項まで若しくは第六項、第十八条（左側寄り通行等）第二項、第二十五条の二（横断等の禁止）第一項、第二十八条（追越しの方法）、第二十九条（追越しを禁止する場合）、第三十一条（停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行）、第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）（第二項、第三項若しくは第四項、第三十七条の二（環状交差点における他の車両等との関係等）、第三十八条の二（横断歩道のない交差点における歩行者の優先）又は第七十五条の五（横断等の禁止）の規定の違反となるような行為をした者

三（一）（略）

2（一）（略）

第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一（一）（略）

二の二 第十七条（通行区分）第一項から第四項まで若しくは第六項、第十八条（左側寄り通行等）第二項、第二十五条の二（横断等の禁止）第一項、第二十八条（追越しの方法）、第二十九条（追越しを禁止する場合）、第三十一条（停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行）、第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）（第二項、第三項若しくは第四項、第三十八条の二（横断歩道のない交差点における歩行者の優先）又は第七十五条の五（横断等の禁止）の規定の違反となるような行為をした者

三（一）（略）

2（一）（略）

第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一〇七 (略)

八 第五十二条(車両等の灯火)第二項、第五十三条(合図)第一項、第二項若しくは第四項又は第五十四条(警音器の使用等)第一項の規定に違反した者

八の二〇十六 (略)

十七 第一百八条の三の四(自転車運転者講習の受講命令)の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

2 (略)

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一〇四 (略)

五 第十七条の二(軽車両の路側帯通行)第二項、第十九条(軽車両の並進の禁止)、第二十一条(軌道敷内の通行)第一項、第二項後段若しくは第三項、第二十五条(道路外に出る場合の方法)第一項若しくは第二項、第三十四条(左折又は右折)第一項から第五項まで、第三十五条の二(環状交差点における左折等)、第六十三条の三(自転車道の通行区分)、第六十三条の四(普通自転車歩道通行)第二項又は第七十五条の七(本線車道の出入の方法)の規定の違反となるような行為をした者

2 (略)

六〇十 (略)

一〇七 (略)

八 第五十二条(車両等の灯火)第二項、第五十三条(合図)第一項若しくは第三項又は第五十四条(警音器の使用等)第一項の規定に違反した者

八の二〇十六 (略)

2 (略)

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一〇四 (略)

五 第十七条の二(軽車両の路側帯通行)第二項、第十九条(軽車両の並進の禁止)、第二十一条(軌道敷内の通行)第一項、第二項後段若しくは第三項、第二十五条(道路外に出る場合の方法)第一項若しくは第二項、第三十四条(左折又は右折)第一項から第五項まで、第六十三条の三(自転車道の通行区分)、第六十三条の四(普通自転車歩道通行)第二項又は第七十五条の七(本線車道の出入の方法)の規定の違反となるような行為をした者

2 (略)

六〇十 (略)

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三百三十一号）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（使用の制限及び禁止）</p> <p>第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 道路交通法第百七十七条の二第一号若しくは第三号、第百七十七条の二の二第一号又は第百十八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。</p> <p>三 道路交通法第百七十七条の二の二第三号若しくは第七号、第百十八条第一項第一号若しくは第二号又は第百十九条第一項第一号から第八号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（使用の制限及び禁止）</p> <p>第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 道路交通法第百七十七条の二第一号若しくは第三号、第百七十七条の二第二号又は第百十八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。</p> <p>三 道路交通法第百七十七条の二の二第一号若しくは第五号、第百十八条第一項第一号若しくは第二号又は第百十九条第一項第一号から第八号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案

現

行

		<p>（道路交通法の規定の読替え適用等）</p> <p>第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二条の二第一項、第六十六条の二第一項、第七十四条第一項及び第二項、第七十四条の三（第五項を除く。）、第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第一百七十七条の二第四号及び第五号、第一百七十七条の二の二第八号から第十号まで、第一百八条第一項第四号、第一百九条の二第二項第三号、第一百九条の三第一項第四号並びに第二百十条第一項第十一号の三の規定に規定する車両（同法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
<p>読み替える規定</p> <p>（略）</p> <p>第一百七十七条の二の二第八号</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>（略）</p> <p>第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第一号</p>	<p>読み替える字句</p> <p>（略）</p> <p>第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第一号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第一項の規定によりみ</p>	<p>（道路交通法の規定の読替え適用等）</p> <p>第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二条の二第一項、第六十六条の二第一項、第七十四条第一項及び第二項、第七十四条の三（第五項を除く。）、第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第一百七十七条の二第四号及び第五号、第一百七十七条の二の二第六号及び第七号、第一百七十七条の四第三号、第一百八条第一項第四号、第一百九条の二第二項第三号、第一百九条の三第一項第四号並びに第二百十条第一項第十一号の三の規定に規定する車両（同法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>読み替える規定</p> <p>（略）</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>（略）</p>	<p>読み替える字句</p> <p>（略）</p>	

	第一百七十七条の二の二第九号 (略)	(略)	なして適用される場合を含む。
	第一百七十七条の二の二第十号 (略)	(略)	
	(略)	(略)	

2 前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運転代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第一百七十七条の二第四号及び第五号、第一百七十七条の二の二第八号から第十号まで、第一百八条第一項第四号並びに第一百十九条の二第一項第三号の規定を適用する。

3・4 (略)

	第一百七十七条の二の二第六号 (略)	(略)	
	第一百七十七条の二の二第七号 (略)	(略)	
第一百七十七条の四第三号	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第一号	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第一号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。	(略)

2 前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運転代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第一百七十七条の二第四号及び第五号、第一百七十七条の二の二第六号及び第七号、第一百七十七条の四第三号、第一百八条第一項第四号並びに第一百十九条の二第一項第三号の規定を適用する。

3・4 (略)

改正案	別表（第七条関係）	（略）	（略）
	道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）	第八十九条第一項、第一百条の二第五項、第一百一条第一項、第一百一条の二第一項及び第一百七条の七第二項	第三条
現行	別表（第七条関係）	（略）	（略）
	道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）	第八十九条第一項、第一百条の二第五項、第一百一条第一項及び第一百七条の七第二項	第三条

（略）	（略）	（略）
第八十九条第一項、第一百条の二第五項、第一百一条第一項、第一百一条の二第一項及び第一百七条の七第二項	第八十九条第一項、第一百条の二第五項、第一百一条第一項、第一百一条の二第一項及び第一百七条の七第二項	第四条

（略）	（略）	（略）
第八十九条第一項、第一百条の二第五項、第一百一条第一項及び第一百七条の七第二項	第八十九条第一項、第一百条の二第五項、第一百一条第一項、第一百一条の二第一項、第五十八条第一項、第五十八条の三第二項、第五十九条第三項、第六十三条第三項及び第四項、第七十五条第九項（第七十五条の二第三項において準用する場合を含む。）	第四条

(略)	(略)	(略)
(略)	九条第一項並びに第二百二十六条第一項及び第四項	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	九条第一項並びに第二百二十六条第一項及び第四項	(略)
(略)	(略)	(略)